

大阪府吹田保健所管内院内感染対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府吹田保健所管内の医療機関（以下「管内医療機関」という。）に属する感染制御医師（ICD）、感染管理看護師（ICN）等、院内感染対策に専門的知見を有する者（以下「院内感染対策有識者」という。）で構成する大阪府吹田保健所管内院内感染対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、多剤耐性菌等による院内感染対策に係る知識の情報交換を行うとともに、管内医療機関からの院内感染の予防等に関する相談や、改善策等の助言要請に応じるものとすることにより、その未然防止や早期解決、ひいては地域における医療の安全、医療レベルの向上に資することを目的とする。

(構成)

第2条 連絡会議は、大阪大学医学部附属病院から推薦された院内感染対策有識者を中心として、別表1に掲げる院内感染対策有識者を有する管内医療機関から推薦された院内感染対策有識者及び吹田保健所医師（以下「委員」という。）で構成する。

2 その他、第1条の目的のため、別表2に掲げる医療機関から、院内感染対策を推進する医師等が参加することができる。

3 連絡会議に委員長を置き、大阪大学医学部附属病院から推薦された感染制御医師（ICD）をもって充てる。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者が委員長の職務を代理する。

4 連絡会議の事務局は、吹田保健所に設置する。

(連絡会議の開催)

第3条 連絡会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 連絡会議は、概ね年2回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(管内医療機関からの院内感染対策に係る相談・支援要請)

第4条 管内医療機関は、院内感染が発生、若しくは発生が疑われた場合、連絡会議に現状解析、原因分析及び改善策等の助言を要請することができる。

2 前項の要請窓口は、連絡会議事務局の大阪府吹田保健所とする。

3 委員長は、管内医療機関からの要請内容を検討し、助言が必要と判断した場合は、連絡会議を招集し、助言内容を検討する。

(支援チームの設置)

第5条 管内医療機関からの院内感染対策に係る相談、助言要請等に応じて現状解析、原因分析、改善策等を検討するため、必要に応じ支援チームを設置することができる。

2 支援チームのチーム長は連絡会議の委員長とし、委員長の指名する委員が属する

医療機関の承諾を得て、支援チームを組織する。

3 支援チームは、連絡会議への検討結果報告をもって解散する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が連絡会議に諮ってこれを定める。

(附則)

この要綱は、平成23年 2月 3日から実施する。

この要綱は、平成25年 1月 11日から実施する。

この要綱は、平成27年 1月 30日から実施する。

別表1

機関名
◎ 大阪大学医学部附属病院
国立循環器病研究センター
市立吹田市民病院
(社福)大阪府済生会吹田病院
(社福)大阪府済生会千里病院
吹田保健所

◎ 委員長

別表2

機関名
大阪大学歯学部附属病院
大阪市立弘済院附属病院
(医)井上病院
(医)榎坂病院
(医)協和会病院
(医)甲聖会記念病院
(医)皐月病院
(医)大和病院
(医)平海病院
(医)吹田徳洲会病院